特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

_

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 資格管理に関する事務 ② 保険料賦課徴収に関する事務 ③ 給付管理に関する事務 ④ 要介護(支援)に関する事務
③システムの名称	 ① Acrocity介護保険システム ② MCWEL介護保険システム ③ 中間サーバー ④ 団体内統合利用番号連携サーバー ⑤ MCWEL介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル	名
①Acrocity介護保険システムフ	ファイル、②MCWEL介護保険システムファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項の別表100の項
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号基づく主務省令第2条の表の131、132の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2, 3, 7, 11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
_	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	鴨川市総務課行政係 千葉県鴨川市横渚1450番地 04-7093-7829(直通)
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	鴨川市健康推進課介護保険係 千葉県鴨川市八色887番地1 04-7093-7111(直通)
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数					
評価対象の	事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未流	请]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年5月20日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	17年5月20日 時点			
3. 重大事	故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] \TH	重占項日 輕(価聿▽(ナ仝)	3) 基礎項目評価	5書及ひ 5書及ひ	
載されている。	心(成民)に クし	. CIA. C10 C10	主点块口叶!	叫音人は主	タロ計画員1〜830	. (,),	(人) 水の井州(1)・60
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネ	ットワークシステ	テムを通じ	た入手を除	<。)		
目的外の入手が行われる! スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情	報提供ネットワー	クシステムを	を通じた提供	を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	接続		[]接線	しない(入手)	I.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務系にからの情報を持ち出し不可		川として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末 により、情報の流失を防ぐ。

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている] 2)十分に行っている 3)十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって不4) 委託先における不正な信5) 不正な提供・移転が行わ6) 情報提供ネットワークシ	しるリスクへの対策 事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 下正に使用されるリスクへの対策 使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策(委託や情報提供ホットワークシステムを通じた提供を マステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 マステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策]
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢>	
判断の根拠		は、IDとパスワードの入力が必要となっている。また、特定個人(に対し、漏えい、紛失を始め、情報の無断持出禁止など、慎重)	

変更箇所

中部 1	係る説明	提出時期に係	提出時期	変更後の記載	変更前の記載	項目	変更日
1			事前	課長		I -5	令和1年6月30日
1			事前	基礎項目評価書	_	IV — 1	令和1年6月30日
1			事前	十分である	_	W-2	令和1年6月30日
1			事前	十分である	_	W-3	
No. 10 10 10 10 10 10 10 1			事前	十分である	_	W-3	令和1年6月30日
中和1945月30日 V - 5			事前	委託しない	_	Ⅳ -4	令和1年6月30日
村田 10			事前	提供・移転しない	_	Ⅳ -5	令和1年6月30日
1			事前	十分である	_	IV−6	令和1年6月30日
中和 1			事前	十分である	_	Ⅳ -6	令和1年6月30日
中和 年初 年初 中和 中和 中和 中和 中和 中和 中和 中			事前	十分である	_	Ⅳ 一 7	
中和7年5月30日 (アータ 大学者に対する教育・啓発 一			事前	自己点検	_	W-8	
(1) Acrocity介護保険システム (2) Mowel介護保険システム (2) Mowel介護保険システム (2) Mowel介護保険システム (3) 中間サーバー (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) MOWEL介護保険システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム) (7) Acrocity介護保険システムファイル、(2) Mowel介護保験システムファイル、(2) Mowel介護保験システムファイル、(3) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) MOWEL介護保験システムファイル、(2) Mowel介護保験システムファイル、(3) 団体内統合利用番号連携サーバー (7) Acrocity介護保険システムファイル、(2) Mowel介護保験システムファイル、(3) MOWEL介護保験システムファイル、(2) Mowel介護保験システムファイル、(3) MOWEL介護保験システムファイル、(3) MOWEL介護保験システムファイル、(4) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル、(4) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保険システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保験システムファイル (5) MOWEL介護保険システムファイル (5) MOWEL介護保険システムファイル (5) MOWEL介護保険システムファイル (5) MOWEL介護保険システムファイル (6) MOWEL介護保険システムファイル (6) MOWEL介護保険システムファイル (7) MOWEL介護保険システムプラステムでは、MOWEL介護保険システムでは、M			事前	十分に行っている	_	W-9	
特定個人情報ファイル名称			事前	② MCWEL介護保険システム③ 中間サーバー④ 団体内統合利用番号連携サーバー⑤ MCWEL介護保険システム(ガバメントクラ	② Mcwel介護保険システム③ 中間サーバー	I -1	会和7年5月20日
1 - 3			事前	①Acrocity介護保険システムファイル、② MCWEL介護保険システムファイル	Mcwel介護保険システムファイル、③団体内統	I -2 特定個人情報ファイル名称	令和7年5月30日
限)及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 26, 30, 33, 39, 42, 46, 56の2, 58, 61, 62, 80, 83, 87, 90, 94, 95, 117, 120の頃 (別乗業2における情報提供の根拠) 33, 94の項 行政手続における特定の個人意識別するための書 56の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 56の名事務及び情報定める命令(平成26年内閣府・総務省令第72条) 57の表の2, 3, 7, 11, 15, 42, 56, 65, 69, 80, 83, 86, 87, 108, 115, 125, 128, 132, 144, 161の項 57(別表第2における情報提供の根拠) 第2, 3, 6, 19, 25, 30, 32, 33, 43, 44, 47条 第46, 47条 57(25, 19, 19) 11-1 1-1 1-1 1-2 1-3 1-2 1-2 1-2 1-3 1-2 1-3 1-2 1-3 1-2 1-3 1-2 1-3 1			事前		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める事務を定める命令(平成26年		令和7年5月30日
1 つ時点の計数か 下放2/平3月31日時点 市和/平3月20日時点 事削 金和7年5月20日時点 東前			事前	-番号法第19条第8号基づく主務省令第2条の表の131、132の項 【情報提供の根拠】 -番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、	限) 及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の2、58,61,62,80,83,87,90,94,95,117,120の項 (別表第2における情報照会の根拠) 93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定 砂る事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・ 総務省令第7号 (別表第2における情報提供の根拠) 第2,3,6,19,25,30,32,33,43,44,47条 (別表第2における情報提供の根拠)	法令上の根拠	
			事前	令和7年5月20日時点	平成27年3月31日時点	いつ時点の計数か	令和7年5月30日
			事前	令和7年5月20日時点	平成27年6月18日時点		令和7年5月30日
	_						

系る説明			
	l		
	l		